

## 「ガスファンヒーターはじめて割」利用規則

### 1. 目的

「このまち」に住む「ひと」の「くらし」を暖かくするガスファンヒーターを広島ガスグループで新たにご購入いただいたお客さまのガス料金を期間限定にて割引くものです。

### 2. 適用条件

平成 29 年 4 月 1 日以降に、広島ガスグループから新たに家庭用用途でガスファンヒーターまたはガストーブ(以下、「ファンヒーター等」といいます。)を購入いただき、以下の契約を締結されている、または新たに以下の契約を申し込み、当社が承諾したお客さまのうち、本規則の内容に同意いただいたお客さまに適用いたします。

なお、既にファンヒーター等をお持ちの方が、ファンヒーター等を購入された場合(買い替え・買い増し等)については適用対象外といたします。

- ①家庭用暖房契約
- ②床暖房契約
- ③家庭用ガスコーデネーションシステム契約
- ④家庭用空調契約

### 3. 「ガスファンヒーターはじめて割」のお申し込み

- (1) 「ガスファンヒーターはじめて割」をご希望のお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) 「ガスファンヒーターはじめて割」は、当社がお客さまの申し込みを承諾したときに成立いたします。

### 4. 適用開始日

適用開始日は以下のとおりといたします。

- (1) ファンヒーター等をご購入時に既にガス使用契約を締結されているお客さま
  - ①平成 29 年 12 月定例検針日以前に所定の手続きを完了したお客さま  
平成 29 年 12 月定例検針日の翌日
  - ②平成 29 年 12 月定例検針日以後に所定の手続きを完了したお客さま  
所定の手続きを完了した後に到来する定例検針日の翌日
- (2) ファンヒーター等をご購入時に新たにガス使用契約を締結されるお客さま
  - ①平成 29 年 12 月定例検針日以前に所定の手続きを完了したお客さま  
平成 29 年 12 月定例検針日の翌日
  - ②平成 29 年 12 月定例検針日以後に所定の手続きを完了したお客さま  
ガスの使用開始日

### 5. 適用終了日

平成 30 年 3 月検針分への適用をもって終了といたします。

### 6. 料金の算定方法

料金の算定方法は以下のとおりといたします。

#### 「ガスファンヒーターはじめて割」適用時の料金

=割引後基本料金 + 割引後調整単位料金 × ご使用量  
※計算結果の小数点以下での端数は切捨て

割引後基本料金 = お客さまが契約されている約款の基本料金 (消費税等相当額を含む) × (1-0.2)

※計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切捨て  
割引後調整単位料金 = お客さまが契約されている約款の調整単位料金 (消費税等相当額を含む) × (1-0.2)  
※計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切捨て

### 7. 『「広島東洋カープ」と「このまち」応援割』との組み合わせ適用

平成 30 年 1 月検針時に当プランが適用されているお客さまは、さらに『「広島東洋カープ」と「このまち」応援割』を組み合わせて適用いたします。その場合、料金の算定方法は以下のとおりといたします。

#### 「ガスファンヒーターはじめて割」と『「広島東洋カープ」と「このまち」応援割』との組み合わせ適用時の料金

=割引後基本料金 + 割引後調整単位料金 × ご使用量  
※計算結果の小数点以下での端数は切捨て

割引後基本料金 = お客さまが契約されている約款の基本料金 (消費税等相当額を含む) × (1-0.2-0.08)

※計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切捨て  
割引後調整単位料金 = お客さまが契約されている約款の調整単位料金 (消費税等相当額を含む) × (1-0.2)  
※計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切捨て

### 8. その他

本利用規則に定めていない事項については、一般ガス供給約款およびお客さまが契約されている選択約款によるものとします。